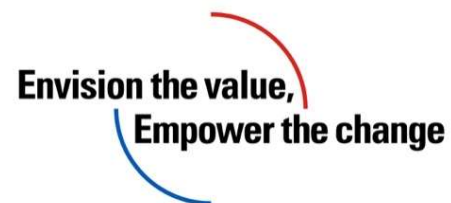


情報アクセシビリティ自己評価様式の作成方法 （実践編）

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部

2023年11月

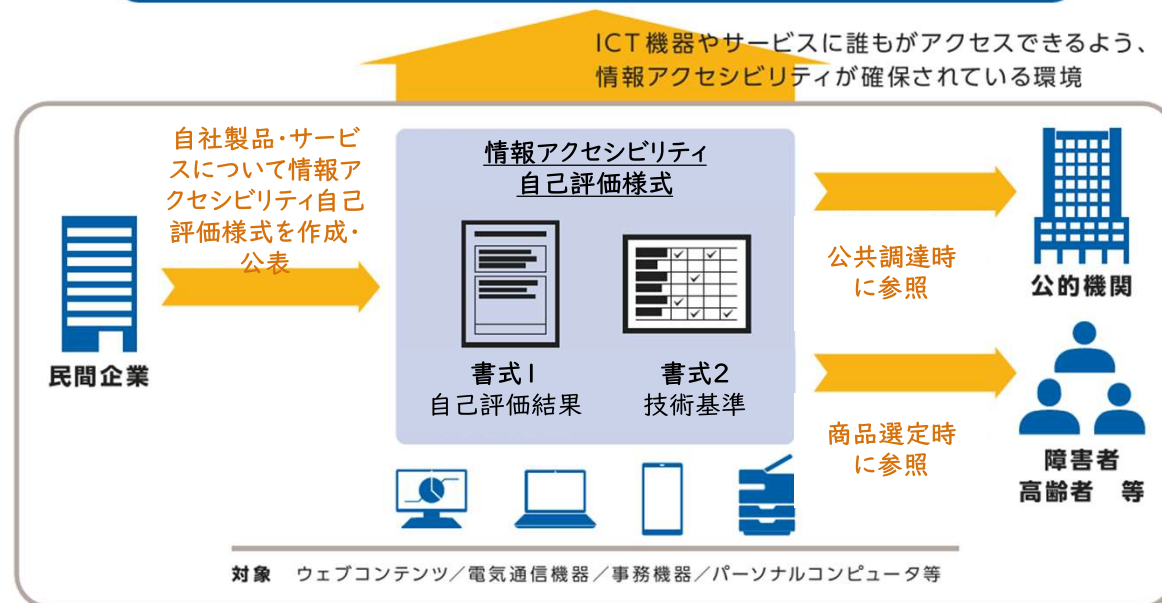


1. 背景

- 「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」(平成31年4月、総務省・厚生労働省)において提言された「情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み」の導入に向け、総務省では「情報アクセシビリティ自己評価様式(通称:日本版VPAT)」の検討を進めてきた。
- 情報アクセシビリティ自己評価様式は、企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ確保の状況を自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考としていただく仕組み。
- 本様式の導入により、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ確保を促進することを目的としている。

<情報アクセシビリティ自己評価様式の導入により目指す社会>

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現



2. 本日の説明

- 本日は、総務省ホームページで公開しています「**情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック**」をもとに説明を行います。
- ご質問につきましては、QA機能にてご投稿ください。
- なお、個別のご相談がある場合は、以下の問合せ窓口までお問い合わせください。
(本問合せ窓口は総務省ホームページにおいて公開しております)

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成・活用方法についての問合せ窓口

株式会社野村総合研究所

メール: vpas-support@nri.co.jp

※情報アクセシビリティ自己評価様式において「書式2 技術基準」として用いている日本産業規格(JIS X 8341シリーズ)に関する質問等については、以下へ直接ご連絡をお願いします。

経済産業省HP(最新のJIS情報)

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jis-joho.html>

情報アクセシビリティ自己評価様式
の作成ガイドブック

改訂版

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報活用支援室
2023年3月

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 1 ICT機器・サービスの選定

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うICT機器・サービスを選定します。

Step 2 技術基準の選択及び本基準に基づく評価（「書式2 技術基準」）

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うために用いる技術基準を選択します。技術基準は以下に示す3つの選択肢があります。
- 原則、日本のJIS X 8341を技術基準として使用してください（パターンA）。

パターンA
技術基準として
JIS X 8341を
使用

パターンB
技術基準として
米国リハビリテー
ション法508条技
術基準を使用

パターンC
技術基準として
EN規格 (EN 301
549) を使用

Step 3 「書式1 自己評価結果」の作成

- 「書式2 技術基準」における評価結果を参照しながら、「書式1 自己評価結果」を作成します。

Step 4 (任意) 公開

- 「書式1 自己評価結果」及び「書式2 技術基準」を、企業のwebサイトなどで公開してください。企業による公開事例の中から好事例について、総務省は政府のwebサイトにおいて紹介する予定です。



**Envision the value,
Empower the change**